

## 電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社ローソン銀行(以下「当行」といいます。)が電子決済等代行業者(銀行法第2条第18項に定める事業者)に求める事項の基準(以下「本基準」といいます。)は、以下のとおりです。

なお、本基準は当行の判断により変更する場合があります、本基準の変更時点において既に当行と契約をしている電子決済等代行業者についても一定の期間内に当該基準への対応をお願いすることがあります。

### 1. サービスの利便性および付加価値

電子決済等代行業者およびそのグループ会社の提供するサービスが、当行のお客さまにとって有益なものであり、また電子決済等代行業者および当行双方にとっても付加価値の向上に資するものと認められること。

### 2. 電子決済等代行業者としての適切性

- (1) 電子決済等代行業者の登録を受けており、かつ登録取消となる懸念がないこと。
- (2) 当行が必要かつ適切であると判断する内容の契約を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行する上での懸念が認められないこと。
- (3) 業務の継続及び利用者に対する補償を適切に行うに足りる組織的・人的体制および健全な財務基盤が継続的に維持されると見込まれること。
- (4) 反社会的勢力を排除する態勢が適切に整備・運用されており、電子決済等代行業者、その役員、主要株主または従業員等が反社会的勢力および日本・米国ならびにその他の適用対象となる国や国際機関が指定している経済制裁対象者またはその関係者等に該当せず、接点を有しないこと。

### 3. 法令等遵守態勢

電子決済等代行業者の業務の執行が関連法令に適合することを確保するために、法令遵守態勢・内部管理態勢が適切に整備・運用されていること。

### 4. お客さま保護態勢

- (1) 法令諸規則を踏まえ、お客さまに適切な説明がなされていること。
- (2) お客さまからの問合せ・相談・苦情に対して適切に対応できる態勢が整備されていること。
- (3) お客さまへの情報提供・注意喚起の態勢が適切に整備されていること。
- (4) お客さま情報の適切な管理態勢が整備されていること。
- (5) お客さまへの補償対応について適切な態勢が整備されていること。

### 5. セキュリティ管理態勢

- (1) 情報・セキュリティ管理の態勢が適切に整備されていること。
- (2) 外部委託先および電子決済等代行業再委託者の管理態勢が適切に整備されていること。
- (3) システム開発及び運用の管理、改善の態勢が適切に整備されていること。
- (4) コンピューター設備のセキュリティ対策が適切に整備されていること。
- (5) オフィス設備のセキュリティ対策が適切に整備されていること。
- (6) サービスのセキュリティ対策が適切に整備されていること。
- (7) 接続にかかる認証・認可などのセキュリティ対策が適切に整備されていること。
- (8) 不正アクセスやサイバー攻撃の発生を想定した態勢が適切に整備されていること。
- (9) 不正アクセスやサイバー攻撃のリスクを低減するための対策が適切に講じられていること。
- (10) サービスに係るユーザーの認証機能が不十分と判断すべき事由が認められないこと。

以上